

■授業料助成制度案内■

聖隸クリストファー高等学校

私立高校を対象とした
支援内容がさらに拡充

【1】私立高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されればどなたでも受給できます。

◎保護者（親権者合計）の収入状況により支給額が決定されます。

＜判定基準額算出方法＞…「市町村民税の課税標準額×6% – 調整控除額」の合計より判定

【就学支援金支給金額】

年収の目安	市町村民税の課税標準額 ×6% – 調整控除額	就学支援金区分および支給額		備考
		区分	支給金額	
910 万円 未満程度	304,200 円 未満	加算なし	月額 9,900 円 (年額 118,800 円)	就学支援金区分および判定基準額 により、別途県より授業料減免 (月額 4,800 円～23,100 円) が 支給されます。
590 万円 未満程度	154,500 円 未満	加算あり	月額 33,000 円 (年額 396,000 円)	

◎申請・届出時期及び支給期間は下記の通りです。(最大 36 ヶ月まで受給可)

回数	申請区分	申請時期	支給期間	支給月数
1 回目	受給資格申請	高 1 (4 月)	高 1 (4 月) ~ 高 1 (6 月)	3 ヶ月
2 回目	収入状況届 (更新)	高 1 (6 月)	高 1 (7 月) ~ 高 2 (6 月)	12 ヶ月
3 回目		高 2 (6 月)	高 2 (7 月) ~ 高 3 (6 月)	12 ヶ月
4 回目		高 3 (6 月)	高 3 (7 月) ~ 高 3 (3 月)	9 ヶ月

支給期間ごとで対象となる課税年度が切り替わるため、各年度収入に応じて受給区分が認定されます。

【2】授業料減免（静岡県高等学校授業料減免費補助金）

静岡県高等学校授業料減免費補助金並びに聖隸クリストファー高等学校授業料等減免規定に基づき、以下の要件に該当する場合には、授業料の一部（月額上限 4,800 円～23,100 円）の免除を申請することができます。

＜対象＞ ①・②のいずれかに該当する場合

2022 年度より対象世帯拡充

①	就学支援金受給対象者で、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6% – 調整控除額」の合計額が 251,100 円未満である者（ただし、48,300 円以上 154,500 円未満の場合を除く）
②	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者またはこれに準ずる程度に困窮するに至った者

<支給金額>

年収目安	270 万円未満	270 万円～ 350 万円	350 万円～ 590 万円	590 万円～ 700 万円	700 万円～ 800 万円	800 万円～ 910 万円
市町村民税の課税標準額×6% – 調整控除額	100 円 未満	48,300 円 未満	154,500 円 未満	203,100 円 未満	251,100 円 未満	304,200 円 未満
支給額	年額 117,000 円 (月額 9,750 円)	年額 57,600 円 (月額 4,800 円)	—	年額 277,200 円 (月額 23,100 円)	年額 79,200 円 (月額 6,600 円)	—

就学支援金および授業料減免
受給区分判定方法

(STEP①) 課税標準額および調整控除額を以下の書類で確認
(STEP②) それぞれの金額をもとに判定基準額を算出

(100円未満端数切捨て)

- 課税証明書（市町村役場、出張所で発行）
- 市民税・県民税等の
「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
- ※源泉徴収票では確認できません。

判定基準額	課税標準額 × 6%	–	調整控除額	合計
保護者①	円 × 6%	–	円	円
保護者②	円 × 6%	–	円	円

※政令指定都市に納税している場合は調整控除額に3/4を乗じた額

年収目安	市町村民税の課税標準額×6% -調整控除の額※	①就学支援金	②授業料減免	合計 (①+②)	→	授業料負担額	
		(月額)	(月額)			区分	月額
910万円以上	304,200円以上			0円		通常	36,900円
800~910万円未満	304,200円未満	9,900円		9,900円		[A]	27,000円
700~800万円未満	251,100円未満	9,900円	6,600円	16,500円		[B]	20,400円
590~700万円未満	203,100円未満	9,900円	上限23,100円	33,000円		[C]	3,900円
350~590万円程度	154,500円未満	33,000円		33,000円		[D]	3,900円
270~350万円程度	48,300円未満	33,000円	上限4,800円	36,900円		[E]	0円
270万円未満	100円未満	33,000円	上限9,750円	36,900円		[F]	0円

認定区分および授業料負担額							
■就学支援金■	なし	【加算なし】月額9,900円			【加算あり】月額33,000円		
■授業料減免■	—	—	月額6,600円	月額23,100円	—	月額4,800円	月額9,750円
授業料実質負担額	36,900円	27,000円	20,400円	3,900円	3,900円	授業料減免4,800円	授業料減免9,750円
				授業料減免23,100円			
			就学支援金9,900円	就学支援金9,900円	就学支援金33,000円	就学支援金33,000円	就学支援金33,000円

授業料実負担額	36,900円	27,000円	20,400円	3,900円	3,900円	0円	0円
年収目安	910万円以上程度	800~910万円以上程度	700~800万円程度	590~700万円程度	350~590万円程度	270~350万円程度	270万円未満程度
市町村民税の課税標準額×6%-調整控除の額※	304,200円以上	304,200円未満	251,100円未満	203,100円未満	154,500円未満	48,300円未満	100円未満

※政令指定都市に市民税を納稅している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

【3】静岡県私立高等学校奨学給付金（各都道府県）

静岡県が一定の所得以下の世帯（非課税世帯または生業扶助世帯）に対し、教育経費を支援するために支給する一時金です。【世帯状況により支給金額が異なります】

対象	支給金額（2021年度実績）
非課税世帯（0円）または生業扶助（生活保護）の決定を受けている世帯	世帯構成等に応じて奨学給付金を支給（私立全日制高校の場合） 【生活保護受給世帯】（年額）52,600円 【非課税／第1子】（年額）129,600円 【非課税／第2子以降】（年額）150,000円

【4】各自治体による授業料補助（豊川市／豊橋市／新城市など）

県外より本学へ進学した生徒を対象に、保護者が在住する自治体より授業料補助金（一時金）が支給されます。保護者等の住所が県外にあり、かつ授業料負担者の収入が各自治体の定める所得基準に該当する場合に補助金が支給されます。（所得基準・支給金額等は自治体により異なります）

【5】その他（本学独自の減免制度）

兄弟姉妹在籍減免

本校（中・高等学校）に兄弟姉妹が同時に在籍する場合、最年長の生徒を除く弟妹の授業料が半額免除となります。

【対象】最年長の生徒を除く弟妹

【減免額】授業料半額免除

卒業生弟妹減免

本校（中・高等学校）に在籍する生徒の兄姉の二人以上が聖隸クリストファー高等学校を卒業している場合、在籍生徒の授業料が3割免除となります。

【対象】兄姉二人以上が卒業している生徒

【減免額】授業料3割免除

家庭状況等により受給条件が異なります。各助成制度についての詳細は総務部へお問合せください。